

臨床倫理コンサルテーションに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、東海大学医学部附属病院倫理委員会臨床倫理検討部会内規に基づく、臨床倫理コンサルテーションの手順を定める。

(臨床倫理コンサルテーションの依頼)

第2条 病院で医療・ケアに携わるすべての教職員は、医療・ケアに関わる倫理的問題について、部会に対して臨床倫理コンサルテーションを依頼することができる。

2 依頼は、部会事務局に文書(様式1)で行うことを原則とする。ただし、緊急の場合、あるいは、特段の守秘を要する場合には、部会員に対して直接依頼を行ってもよい。

3 依頼を受けた部会事務局あるいは部会員は、速やかに部会長にその旨を連絡する。

(臨床倫理コンサルテーションの要否の判断)

第3条 部会長は、臨床倫理コンサルテーションの依頼を受けて、コンサルテーション実施の要否を判断する。臨床倫理コンサルテーションが不要と考えられる事例の場合であっても、対応可能な他部署を紹介する等、懇切に対応するよう努める。

(臨床倫理コンサルテーションの実施)

第4条 部会長は、臨床倫理コンサルテーションが必要であると判断した場合には、部会員を1名以上選任し、その事例を担当する臨床倫理コンサルテーションチーム(以下「チーム」という。)を組織するとともに、臨床倫理コンサルテーションを行う日程の調整を行う。

2 部会長は、臨床倫理コンサルテーションの日程調整等の事務的な業務を、部会員以外の教職員に委託することができる。

3 部会長は、あらかじめ病院長、看護部長、総合相談室長等の推薦を受けた、臨床倫理について一定の知識を有する職員に対して、臨床倫理コンサルテーションチームの一員として臨床倫理コンサルテーションへの参加を依頼することができる。

(臨床倫理コンサルテーションの実施)

第5条 臨床倫理コンサルテーションの形式は、チームの判断で以下から選択する。

- ① チームが出席者を招請し、多職種カンファレンスを開催する。
- ② 依頼者の開催する多職種カンファレンス等へ、チームが参加する。
- ③ チームと依頼者が少人数で話し合いを行う。

- 2 チームは、臨床倫理コンサルテーションを行った場合には、その内容について遅滞なく部会内で共有するとともに、記録を作成し依頼者に交付する(様式2)。
- 3 記録には、必要に応じて部会内の意見を付記することができる。

(倫理委員会と病院長への報告)

第6条 臨床倫理コンサルテーションの内容と事例のその後の経過については、部会内で1ヶ月に1回検討し、部会長はそれらの概要について東海大学医学部附属病院倫理委員会(以下、倫理委員会)に報告する。

2 直ちに患者が死に至る可能性が高い生命維持治療の中止に関する事例等、社会的影響が大きいと考えられる依頼を受けた場合には、部会長は速やかに病院倫理委員会委員長と病院長に報告する。

(倫理委員会への附議)

第7条 臨床倫理コンサルテーションの依頼があった事例について、以下の場合、部会長は倫理委員会へ附議しなければならない。

- ① 臨床倫理コンサルテーションの結果、倫理委員会での審議が必要と判断された場合
- ② 倫理委員会から審議の依頼を求められた場合
- ③ 部会長が、倫理委員会での審議が必要と判断した場合

(記録の保管等)

第8条 依頼者は、臨床倫理コンサルテーションの内容を、依頼者の判断で電子カルテに記載することができる。部会が交付した記録等は、原則として電子カルテには掲載しない。

2 臨床倫理コンサルテーションの記録等は、倫理委員会事務局において文書管理規程に基づき保管する。

附則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

改訂 2021年6月7日 東海大学医学部附属病院倫理委員会承認